

菰野町公告 第 業一 号

下記の物件について、次のとおり一般競争入札を行うので、菰野町契約規則（平成18年規則 第7号）第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年1月7日

菰野町長 諸岡 高幸

1. 業 務 名

菰野町立小中学校屋内運動場及び武道場空調設備賃貸借

2. 履 行 場 所

菰野町内一円

3. 業 務 概 要

空調設備賃貸借 1式

4. 期 間

契約期間：契約日から令和18年6月30日

賃貸借期間：令和8年7月1日から令和18年6月30日

5. 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 菰野町競争入札参加者資格者名簿(物品・役務)において、取扱品目「(大分類)リース・レンタルー(中分類)リース・レンタルー(小分類)ファイナンスリース」で登録があること。
- (3) 菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づき指名停止期間中でないこと。
- (4) 菰野町条件付一般競争入札実施要綱第4条に定める参加資格を満たす者。
- (5) 入札参加者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

6. 設計図書の購入先及び閲覧

購 入 先 菰野町役場財務課 T E L 059-391-1109
菰野町大字潤田1250番地 F A X 059-394-3199

※購入する際は、予めファックスにより予約すること。

閲覧する場所及び時間 菰野町役場3階財務課及び菰野町ホームページ
(菰野町役場にて閲覧できる時間は、執務時間内とする。)

7. 質問の方法及び期限

令和8年1月26日（月）午後4時00分までに文書にて提出すること。 F A X 059-394-3199

8. 質問の回答日

令和8年1月28日（水）午後4時00分までに菰野町ホームページ上に掲載し、回答する。

9. 入札方法

- (1) 入札書は、町が指定する本業務用の様式のもので提出すること。
- (2) 郵便による入札とし、郵送方法は一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかによる。
- (3) あて先 〒510-1291 菰野郵便局留 菰野町役場 財務課行
- (4) 郵送期限 令和8年2月9日（月）午後5時00分必着
- (5) 入札書を郵送する際、入札書を内封筒に封入すること。条件付一般競争入札参加資格確認申請書兼入札(開札)立会人届を内封筒と共に外封筒に入れ郵送すること。なお、内封筒及び外封筒は入札参加者が準備する任意のものとする。詳細については菰野町ホームページ上に掲載する入札方法の

案内を参照すること。

- (6) 入札金額については消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 開札日時：令和8年2月12日（木）午前9時30分
(2) 開札場所：菰野町役場 3階 305会議室
(3) 開札立会人：開札の際、別に設けた基準による入札参加者等を、入札（開札）立会人とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除とする。契約保証金は、菰野町契約規則に定めるところによる。

12. 支払条件

菰野町会計規則及び契約規則による。

13. 事前調査

本業務は、次のとおり履行場所での事前調査の機会を設ける。

事前調査に参加を希望する者は、参加希望日の1開庁日前までに財務課契約調達係（TEL059-391-1109）へ連絡し、調査の承諾を受けること。なお、実施日時の割り当ては協議の上、決定する。

日 時：令和8年1月13日（火）から令和8年1月23日（金）各日午前9時00分から午後4時30分まで

14. その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札書の金額、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたときは無効とする。
(3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
(4) 談合情報があったときは入札談合等情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、入札を中止するか、又は、入札の直前にくじを行い入札に参加できる者の数を減ずる場合がある。
(5) 前号の談合情報を調査必要と判断した場合には、辞退届は受理しない、入札書等は返却しない。
(6) 契約締結後、談合等の違法行為が確認された場合は、受注業者に対し損害賠償金として請負金額の10分の2に相当する額の支払を求める。
(7) 本公告の他、関係法令及び菰野町条件付一般競争入札実施要綱等により行う。
(8) 入札は3回を限度として行うが、2回目以降の入札がある場合は、FAXにて入札参加業者へあて送信する。
(9) 入札参加業者同士の一次下請を対象とした相入札業者の下請については、禁止する。
(10) 本件の入札参加資格については、事後審査とする。開札後に有効となる入札の最低価格入札者（落札候補者）から順に資格確認を行い、適格者を落札者として決定する。
(11) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、くじで落札候補者を定める。なお、入札参加者の立会人がいない場合、入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。